

議案参考資料

[令和5年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 資産税担当

議案名

報告第3号 専決処分(桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、「桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和5年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

省令が改正されたことにより、課税の特例(※)の対象となる施設の設置期限を、「令和5年3月31日まで」から「令和7年3月31日まで」に改めます。

※ 本条例において、事業者が取得した対象資産に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後3年度分の課税免除を行っています。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的として制定されたものです。省令では、課税免除の実施市町村に対する国からの減収補填について定めており、今回、市町村が減収補填を受けることができる対象施設の設置期間を令和7年3月31日まで延長する改正が行われ、令和5年4月1日に施行されました。